

公益社団法人 日本眼科医会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本眼科医会（以下「本会」という。）の定款第37条の規定に基づく、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第31条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び宿泊料をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に対する報酬等は、無報酬とする。

ただし、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において定める報酬等の支給基準に基づき算定した報酬を支給することができる。

(費用)

第4条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支弁するものとし、また前払いを要するものについては、前もって支弁することができる。

- 2 役員に対する費用は、別に定める日本眼科医会旅費規程に基づき支弁することができる。

(公表)

第5条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行なうものとする。

(委 任)

第7条 上記に規定するほか実施に必要な事項は、会長が定める。

(付 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

報酬総額 (無報酬)